

豊田工業大学における 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する規定

(規程 第128号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、豊田工業大学（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の疑義が発生した場合の対応、及び結果として不正行為及び不正使用が発生した場合の措置等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ（報告を含む）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。なお、(1)～(3)を「研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に則して「特定不正行為」と称する。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盜用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (4) 二重投稿：他の学術雑誌等に既に発表した、又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されないものを除く。
 - (5) 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に公表されていないこと。
 - (6) その他不正行為：研究活動におけるその他不正行為。
- 2 この規定において「研究費の不正使用」（以下「不正使用」という。）とは、本学又は研究費を配分する機関（以下「資金配分機関」という）が定める規則等に反して、研究費を不正に使用又は受給する行為等をいう。なお、研究費とは、公的研究費、企業からの研究費・寄付金、財団等からの助成金、大学が配分する研究費等、研究に用いるすべての費用を指すものとする。

<不正使用の態様（代表例）>

- ①預け金：架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
- ②カラ出張：実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
- ③カラ謝金：実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

第2章 通報の受付

(通報窓口の設置)

第3条 不正行為及び不正使用に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）は、総務部とする。

- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告するとともに、通報を受け付けた旨を通報者に通知する。この場合において、通報者に対し更に詳しい情報の提供、当該通報に基づいて行う調査等への協力を依頼することがある旨、併せて通知する。

(通報等の取扱い)

第4条 通報等を行う場合、通報者は次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 不正行為及び不正使用を行ったとする研究者、グループの名称
- (2) 不正行為及び不正使用の態様、内容等
- (3) 不正行為については、その内容を不正とする科学的合理的理由
- 2 前項の通報等は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談により行うことができるが、実名によるもののみ受け付ける。
- 3 前項にかかわらず、通報等が匿名であった場合も、実名の事案に準じて取り扱う場合がある。
- 4 前2項に定めるもののほか、学会や他機関又は報道から、不正行為及び不正使用が指摘された場合も、通報があったものとして取り扱うことができる。

第3章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第5条 この規定に定める業務に携わるすべての者は、通報内容その他不正行為及び不正使用の調査に関する事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第6条 通報窓口の職員は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。実名による通報の場合、原則として、受け付けた通報等に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
- 2 通報窓口の職員は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、「就業規則」に基づく懲戒処分等の対象となることを通報者に周知する。
 - 3 学長は、通報者に対し、単に通報したことを理由に懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。
 - 4 学長は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止や懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。

第4章 事案の調査

(予備調査委員会)

第7条 学長は、第4条の通報等の内容について、予備的な調査（以下「予備調査」という。）が

必要と認めた場合は、予備調査委員会を設置して調査を命ずることができる。

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 委員長：学長が指名する教員。

(2) 委員：学長が指名する教職員若干名。なお、必要な場合は、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下「外部有識者」という。）を加えることができる。

（予備調査）

第8条 予備調査委員会は、通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

2 予備調査委員会は、通報事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）実施の適否を判断し、通報受付後原則として25日以内にその結果を学長に報告しなければならない。

（本調査実施の決定）

第9条 学長は、前条第2項により報告を受けた場合は、速やかに本調査の必要の有無を決定し、通報受付後30日以内に資金分配機関及び関係機関に報告しなければならない。

2 学長は、本調査を実施することを決定した場合、速やかに研究公正委員会を設置し、資金配分機関及び関係機関へ調査方針、調査対象及び方法等について報告・協議のうえ、本調査を開始しなければならない。また、通報者及び被通報者に対し本調査を行うこと通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

3 学長は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して通報者に通知を行うものとする。この場合、予備調査委員会は、予備調査の資料等を適切に保存するものとする。

4 学長は、本調査の実施を決定した場合、不正行為及び不正使用を行ったと通報された研究者、研究グループの該当研究費の一時的な使用停止を命ずることとする。

（研究公正委員会）

第10条 研究公正委員会は、第8条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を開始するものとする。

2 研究公正委員会は、次に掲げる委員で組織する。なお、研究公正委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

(1) 委員長：学長が指名する教員。

(2) 委員：学長が指名する教職員若干名。なお、必要な場合は、外部有識者を加えることができる。

3 調査対象が、競争的資金等に係る研究である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から外部有識者を研究公正委員会の委員に加えなければならない。外部有識者は、本学及び通報者、被通報者と直接利害関係を有しない者とする。

4 前項において、調査内容が第2条第1項に定める「特定不正行為」である場合は、研究公正委員会の委員の過半数は外部有識者でなければならない。

5 学長は、研究公正委員会委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に学長に対し、書面により異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、その内容が妥当である

と判断したときは、当該異議申立てに係る研究公正委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の方法)

第11条 研究公正委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

- (1) 不正行為に関しては、指摘された当該研究者に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により行われる。
- (2) 不正使用に関しては、研究計画書、収支簿、預金通帳等の精査及び関係者のヒアリング等により行われる。
- 2 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究のほか、研究公正委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。
- 3 研究公正委員会は、本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料を保全する措置をとるものとする。
- 4 研究公正委員会は、本調査においては、被通報者に対して、口頭若しくは文書による弁明の機会を与えるものとする。

(調査協力義務と不正行為の疑惑への説明責任)

第12条 本調査に対して、通報者及び被通報者は積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において説明しなければならない。

- (1) 不正行為に関しては、当該研究の適正な方法と手続及び論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明する。
- (2) 不正使用に関しては、研究費が適正に使用されたことについて数値的な根拠等を示して説明する。
- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート及び実験試料・試薬等、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 3 その他関係部署等を始めとする当該通報等事案に係る者は、研究公正委員会の要請に対し、積極的に調査に協力しなければならない。

(本調査の中間報告)

第13条 研究公正委員会は、本調査の終了前であっても、通報等に係る資金配分機関若しくは関係機関からの要請があれば、調査の推移状況及び調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係機関に提出するものとする。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに学長へ報告し、資金配分機関及び関係機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第5章 不正行為及び不正使用の認定

(認定の手続)

- 第14条 研究公正委員会は、本調査開始後原則として150日以内に、不正行為及び不正使用が行われたか否かを判定し、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、研究公正委員会の判定結果に基づき、不正行為及び不正使用の有無・程度等を認定する。
- 3 研究公正委員会は、不正行為及び不正使用が行われた場合は、次の各号の内容を含む調査結果を取りまとめ、物的・科学的証拠、証言、被告発言（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して判定を行う。なお、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない時には、不正行為と判定する。
- (1) 調査結果（不正の内容、不正に関与した者とその関与の度合、不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割等）
- (2) 不正発生要因
- (3) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- 4 研究公正委員会は、不正行為及び不正使用が行われなかった場合であって、本調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を学長に報告する。なお、学長がこの認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与える。

(調査結果の通知及び報告)

- 第15条 学長は、調査結果を通報者及び被通報者に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- 2 学長は、通報等の受付から210日以内に、最終報告書（前条第3項の内容等）を資金配分機関及び関係機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関及び関係機関に提出する。
- 3 学長は、悪意に基づく通報と認定したとき、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第16条 不正行為及び不正使用と認定された被通報者又は悪意に基づくものと認定された通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内にあっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 学長は、被通報者から不正行為及び不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者及び当該事案に係る資金配分機関及び関係機関に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者、通報者の所属機関並びに当該事案に係る資金配分機関及び関係機関に通知する。
- 3 不服申立ての審査は、研究公正委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、研究公正委員会の構成を替えて審査させることができる。

(再調査)

- 第17条 研究公正委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査の必要の有無を決定し、資金配分機関及び関係機関に報告する。再調査を実施する決定をした場合には、研究公正委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が考える資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力を求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、研究公正委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、研究公正委員会は、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 研究公正委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則として50日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができる合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 学長は、前2項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を、通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為及び不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係機関に報告する。

(調査結果の公表)

- 第18条 学長は、不正行為及び不正使用が行われたと認定したとき、又は悪意に基づく通報と認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする
- 2 前項の公表における公表内容は、次の各号を含むものとする。
 - (1) 不正に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 研究公正委員会委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順
 - 3 前項の規定にかかわらず、不正行為が行われたと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 不正行為及び不正使用が行われなかつたと認定した場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

第6章 措置及び処分

(不正行為及び不正使用が行われたと認定された場合の措置)

- 第19条 学長は、不正行為及び不正使用が行われたと認定されたときは、不正防止のため、不正と認定された事案について、学内へ周知する等、必要な措置を講じる。
- 2 学長は、不正行為及び不正使用が行われたと認定された場合、不正に関与したと認定

した者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定した者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、懲戒処分等及び次の各号に定める必要な措置を講じるものとする。

- (1) 当該研究に係る研究費の使用中止等
 - (2) 不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置の勧告
 - (3) その他不正行為排除のための措置
- 3 学長は、前項により処分を課したときは、当該事案に係る資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

（不正行為及び不正使用が行われなかつたと認定された場合の措置）

- 第20条 学長は、不正行為が行われなかつたと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、不正行為を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
 - 3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学に所属する者であるときは、懲戒処分等必要な措置を講じる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講じる等適切な処置を行う。

（懲罰）

- 第21条 学長は、不正行為及び不正使用が行われたと認定した場合は、不正に関与した者に対して、法令、「就業規則」その他関係諸規程に基づいて次の各号のとおり懲罰の手続きを行う。
- (1) 不正を行つた者は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分を決定する。特に、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟などの法的手続きをを行う場合がある。
 - (2) 「豊田工業大学における公的研究費の取扱いに関する規定」第4条～第6条に規定する責任者の管理監督の責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いた場合には、当該責任者も処分対象とする。
 - 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係機関に対して、その処分内容等を通知する。

（是正措置等）

- 第22条 学長は、本調査の結果、不正行為及び不正使用が行われたものと認定した場合は、「豊田工業大学における公的研究費の取扱いに関する規定」第11条に規定する防止計画推進部署対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを命ずるものとする。
- 2 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省その他の関係省庁に対して報告するものとする。

第7章 梯則

(事務)

第23条 予備調査委員会及び研究公正委員会に関する事務は、研究支援部研究協力グループが行うものとする。

(規定の改廃)

第24条 この規定の改廃は、内部質保証委員会、教授会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第23条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規定は、令和3年8月1日から改正施行する。

制 定	平成27年 3月30日
改正1回	平成29年 2月21日
改正2回	令和 2年11月30日
改正3回	令和 3年 7月26日